

標準処理期間の未設定理由

番号 36

処 分 名	市施行事業の高度利用推進区への換地の指定
根 拠 法 令 名	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
条 項	第85条の4第5項
所 管 課	都市デザイン課
【標準処理期間を未設定とした理由】 過去に申請実績がない又は稀である、或いは将来的に申請が見込めないなど、標準処理期間を設定する実益がない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。